

私振第 2615 号  
令和 6 年 9 月 18 日

個人立及び宗教法人立幼稚園 設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局  
子どもみらい部私学振興課長  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年度私立学校（個人立及び宗教法人立幼稚園）防犯対策強化事業費  
補助金交付申請書等の提出について（依頼）

本県の幼児教育の振興につきましては、日頃格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度、私立学校の安全・安心な学校づくりを一層推進するため、防犯対策の施設整備を行う個人立及び宗教法人立の幼稚園に対して、補助事業を実施いたします。

つきましては、令和 6 年度私立学校（個人立及び宗教法人立幼稚園）防犯対策強化事業費補助金の申請を希望される園は、交付申請書等をご提出いただくようお願いいたします。

#### 1 提出書類（各 1 部 ※控えを園に保管してください）

別添「提出書類及び注意事項」をご覧ください。

#### 2 提出期限 **令和 6 年 10 月 18 日（金）**

#### 3 提出方法及び提出先

(1) 提出方法：郵送又は電子メール

(2) 提出先：郵送 〒231-8588（住所省略可）

神奈川県庁私学振興課 助成グループ 青木、羽田野宛

電子メール jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp

#### 4 留意事項

(1) 提出書類等の様式は県ホームページからダウンロード可能です。

##### 【掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類から探す > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 私立学校  
> 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和 6 年度私立学校（個人立及び宗教法人立幼稚園）防犯対策強化事業費補助金交付申請書等の提出について

(2) 本補助事業は事前着手が認められません。交付決定以降に着手（契約・発注）をお願いします。

（裏面もご確認ください）

- (3) 1者のみの随意契約は認められませんので、必ず2者若しくは3者以上の見積り合わせを行ってください。また、工事金額の見積額が最も安価な事業者を採択してください。
- (4) 本補助事業の補助対象は、「外部からの侵入防止」の防犯対策のための施設整備事業です。園児の安全管理のためのカメラ設置等の防犯目的ではない施設整備事業は対象外です。
- (5) 防犯カメラ用のレコーダーや関連機器は建物に固着（一体化）する場合は対象ですが、一般的な設置方法では対象外のため、Q&Aをご確認ください。
- (6) 学校保健安全法第29条により作成することとなっている危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を未作成の場合は必ず作成してください。（実績報告時に提出していただきます。）
- (7) 防犯対策に関して、文部科学省が定める「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」についての動画が作成されていますので、園の安全管理の参考にしてください。

URL <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2024-04/index.html>

## 5 今後のスケジュール

- 令和6年11月 交付決定及び実績報告書提出依頼
- 各園事業着手→令和7年3月末までに工事完了後、実績報告書提出
- 令和7年5月まで 県補助金の額の確定（支払い）

問合せ先

助成グループ 青木、羽田野

電話 045-210-3774

ファクシミリ 045-210-8839

E-mail [jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp)